令和7年9月議会 福祉都市委員会報告資料

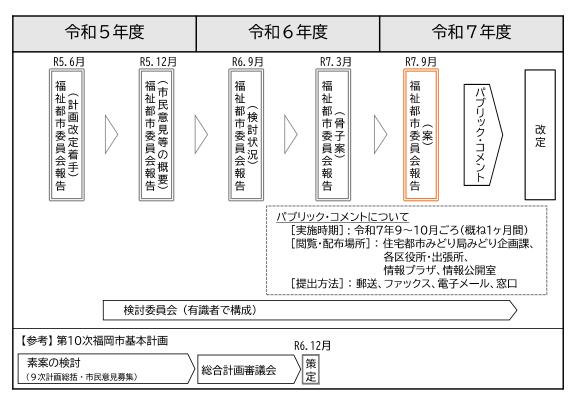
1	専決処分(家賃	滞納、不法占有)	…1頁
	報告第43号及び	第44号	
	市	「営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	
	報告第47号 市	「営住宅に係る和解に関する専決処分について	
	報告第45号 市	宮住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	
	報告第46号 市	「営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	
2	専決処分(損害	浩賞)	6頁
	報告第49号 交	通事故による損害賠償額の決定に関する	
	専	「決処分ついて	
3	福岡市住生活基	本計画(骨子案)について	…8頁
4	福岡市市営住宅	ストック総合活用計画の改定について(中間報告)	…20頁
5	冷泉小学校跡地	での取組みについて	…24頁
6	福岡市景観計画	〕(案) について	…27頁
7	広告宣伝車(ア	アドトラック)の実態調査について	…44頁
8	九州大学箱崎キ	・ャンパス跡地の都市計画の決定・変更について	…46頁
9	福岡市みどりの	基本計画(案)について	…74頁
10	福岡市都市計画	īマスタープラン(案)について	…87頁

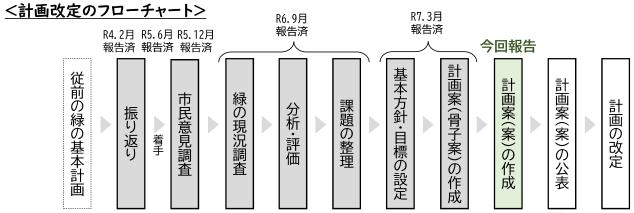
令和7年9月9日住宅都市みどり局

福岡市みどりの基本計画(案)について

趣旨

都市緑地法に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画である「みどりの基本計画」 については、上位計画である第10次福岡市基本計画や関連計画の検討と連携し、市民や有識者、 議会の意見などを伺いながら検討を進めており、今回、改定の案について報告するもの。





2 改定案について

住民意見の反映 (パブリックコメント)

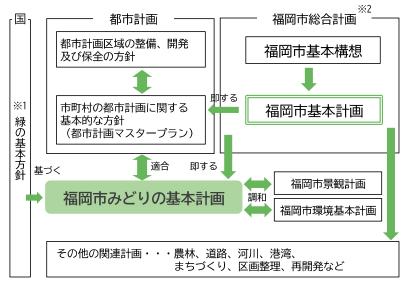
<計画の構成>	第1章	基本的事項 (位置づけ・役割、目標年次、みどりの定義、みどりの役割)
		7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	第2章	みどりの状況と課題 (社会動向、福岡市のみどりの状況・みどりの課題)
		++ 1 A 1 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
	第3章	基本理念とみどりの将来像 (基本理念、みどりの将来像、基本方向、総括目標、成果指標)
	第4章	計画推進に向けた方針
	第5章	区別計画 第6章 計画の進行管理

計画の進行官理 区別計画

基本的事項

■位置づけ・役割

本計画は、上位計画である福岡市総 合計画の内容を踏まえたみどり分野に おける基本理念や目標像を示すととも に、みどりに関する取組みを進めていく にあたっての方針や主な施策を体系的 にまとめたものであり、今後の福岡市の みどり政策の基本的指針として活用す るもの。



※ I 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針/国土交通省(R6.12.20策定) ※2 福岡市では、総合計画に基づく各施策の推進により、SDGsの実現に取り組んでいます。

■目標年次

2034年度(令和16年度)

※計画期間は2025年度(令和7年度)から2034年度(令和16年度)までの10 年間

■みどりの定義

本計画における「みどり」は、市域内における

- ·公園、森林、農地、河川·水面
- ・道路や学校等の公共公益施設等の緑地または緑被されたオープンスペース
- ・民有地の樹木等の緑地または緑被されたオープンスペース



■みどりの役割

環境の保全

CO2の吸収・固定、生物多様性の保全・回復・創出、健全な水環境の確保、緑陰形成 など

防災・減災への貢献、災害時の安全・安心の提供

雨水流出の抑制、防風、土砂流出防止、延焼防止、災害時の避難地、防災拠点 など

魅力的な景観の形成

季節感のある美しい街並みの形成、福岡らしい景観の創出 など

まちの賑わいや豊かな暮らしの創出

人を呼び込み、賑わいや活力、魅力を創出、様々な好循環により豊かな暮らしを創出 など

文化芸術や歴史の継承

地域の歴史・文化の継承、アート・芸術活動の拠点 など

Well-beingの向上

ストレス緩和とリラックス効果をもたらす癒し、多様な活動の場の提供、コミュニティ活動の拠点 など

子育で・教育の寄与

子ども・若者の健全な育成の場の提供、環境教育などの学びの場の提供 など

みどりの状況と課題

■社会動向

世界的動向

- ·SDGsの実現
- ・Well-beingの向上
- ・カーボンニュートラルの実現
- ・ネイチャーポジティブの実現
- ·ESG投資の拡大、

気候関連·自然関連情報開示

への対応

国の動向

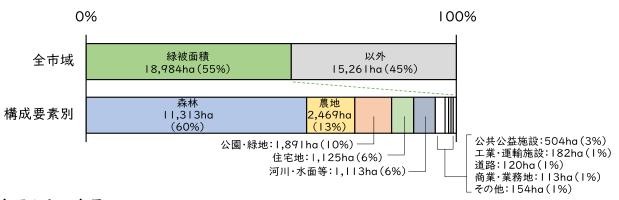
- ·都市緑地法の改正
- 国主導の戦略的な都市緑地の確保 貴重な都市緑地の保全・更新 民間投資の呼び込み
- ・グリーンインフラの推進
- ・みどりとオープンスペースの基本的な 考え方

福岡市を取り巻く社会環境の変化

- ・人口増加率は政令指定都市の中で 最も高く、今後も人口増加が見込ま れる
- ・在住外国人及び外国人住国者数は 増加傾向
- ・市内各地で開発が進行中
- ・気候の変動(気温の上昇など)

■福岡市のみどりの状況

- ·福岡市内全域の緑被面積は18,984haで、緑被率は55.4%。
- ・構成要素別に緑被面積をみると、全体のうち森林が60%を占め、次に農地13%、 公園・緑地10%、住宅地6%、河川・水面等6%。



<u><市民からの意見></u>

- ・公園や街路等の身近なみどりの充実
- ・都心部における緑化の推進(特に天神・博多駅周辺)
- ・子どもが遊びやすい公園の整備や除草などの維持管理の充実
- ・住宅の緑化が進んでいないと感じる
- ・自宅、公園など、身近なところからみどりのまちづくり活動に参加したい

■福岡市のみどりの課題

- ① みどりの骨格となる森林や樹林地、博多港の保全・回復
- ② 山と海をむずぶ市街地のみどりのネットワークの充実
- ③ 都心部や身近な場所におけるみどりの創出
- ④ みどりに親しむ機会の創出やみどりの資産の有効活用
- ⑤ みどりの防災・減災機能の強化、みどりの安全確保
- ⑥市民・企業等によるみどりのまちづくり活動の拡大

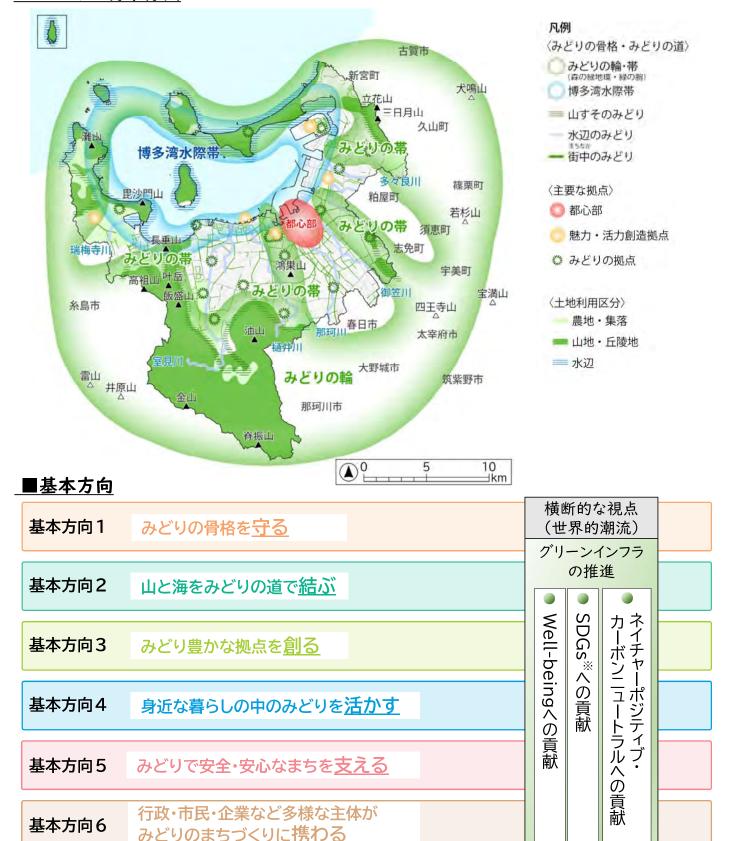
基本理念とみどりの将来像図

■基本理念

花と緑と笑顔あふれるまち・福岡をめざして

~みんなで守り、つなぐ、"みどり"のまち~

■みどりの将来像図



■総括目標

みどりの量の 維持・増大 みどりの質の

向上

	総括目標	現状値 (R6)	目標値 (R16)
全市域におけるみどりの面積		18,984 ha	18,984ha 以上
	(うち、永続性のあるみどりの面積)	11,133 ha	II,280ha 以上
都市緑化によるCO ₂ 吸収量		7,160 +-CO ₂ /年	7,600 t-CO ₂ /年
身近に花や緑があり、潤いと安らぎを感じている市民の割合		85.7%	90%程度を 維持

■成果指標

6つの基本方向における取組みの達成状況を評価するため、分かりやすさや的確性等も踏まえつつ、アウトプット(客観指標)とアウトカム(主観指標)のどちらの視点も取り入れながら、以下のとおり、成果指標を設定します。

·····································	現状値	目標値	
基本方向 みどりの骨格を守る	(R6)	(RI6)	
永続性のある樹林地の面積	6,678 ha	6,750ha	
うち、市街化区域における永続性のある樹林地の面積	126 ha	140 ha	
スギ・ヒノキ人工林の広葉樹等への植替え面積	17ha	245ha	
貴重・希少生物等の確認種数	255種	255種以上	
生物多様性の意味を理解し、その保全につながる行動をしている市民の割合	28.2%	28.2%以上	
生物多様性の意味を理解し、その保全に フなかる行動をしている市民の割合 山林のみどりが豊かであると感じている市民の割合	73.8%	75.0%	
基本方向2 山と海をみどりの道で結ぶ	73.670	75.0%	
本本が同と 山と海をみとりの道(和い		2,882 ha	
河川・水辺等、道路のみどり、永続性のある農地の面積	2,882 ha	以上	
河川の水辺のみどりが豊かであると感じている市民の割合	69.1%	75.0%	
道路のみどりが豊かであると感じている市民の割合	70.4%	75.0%	
基本方向3 みどり豊かな拠点を創る			
如此如今纪钟工建《马钟龙	100 ha	I 02ha	
都心部の緑被面積、緑被率	約11%	約11%	
都心部の植樹本数(中高木)	2,624本	10,000本	
市民や企業が主体となって新たに緑化を行った件数	_	1,500件	
身近なところに公園があると感じている市民の割合	89.7%	90%程度を 維持	
都心部の花や緑が豊かであると感じている市民の割合	52.8%	75.0%	
基本方向4 身近な暮らしの中のみどりを活かす			
公共公益施設のみどりの面積	612ha	613ha	
民有地のみどりの面積	1,312ha	I,3I2ha以上	
民間活力により魅力的な公園施設を導入した公園の数	5箇所	15箇所	
身近なところに公園があると感じている市民の割合(再掲)	89.7%	90%程度を 維持	
地域の公園に親しみを感じている市民の割合	71.9%	75.0%	
地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合	71.2%	85.0%	
基本方向5 みどりで安全・安心なまちを支える			
避難場所(地区・広域避難場所)として指定された公園の数	121箇所	I 26箇所	
園路及び広場をバリアフリー化した公園数の割合※対象:概ねIha以上の公園	70.0%	88.0%	
地域の防災活動への参加率	22.2%	30.0%	
地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合(再掲)	71.2%	85.0%	
基本方向6 行政・市民・企業など様々な主体がみどりのまちづくりに携わる			
みどりに関する制度への登録・活用数	3,677件	6,200件	
うち、新たに地域や企業等と連携していく公園の数	-	100件	
うち、一人一花関連制度への登録数	1,285件	1,870件	
福岡市の街並みは、花で彩られていると感じている市民の割合	66.2%	75.0%	
- 78 -			

第4章

計画推進に向けた方針

基本方向1 みどりの骨格を守る

福岡市を包み込む「みどりの輪」や山から海に伸びる「みどりの帯」を、市民・企業等の多様な主体との共働により、守り、育て、つないでいく。

方針 「みどりの輪」と「みどりの帯」を守る

■生物多様性の保全や二酸化炭素の吸収、水源かん養などの多様な公益的機能を発揮し、市民の 生活基盤を形成している「みどりの輪」「みどりの帯」を保全し、質の向上に取り組む。

<主な施策>

- ○森林の保全・管理
 - ・スギ・ヒノキ林の広葉樹などへの植替え
 - ・森林の間伐などの手入れや良好な林床の維持
- ○樹林地の保全・管理
- ○民間開発における協議・指導
 - ・開発許可の際の緑地の保全
- ○生物多様性の保全・回復・創出

など

方針2 山地・丘陵地のみどりを楽しみ、活かす

■多様な主体の共働により樹林地の保全・管理活動の充実を図るとともに、身近な自然を体験し、 学ぶ場を創出することで、みんなに親しまれる森づくりに取り組む。

<主な施策>

- ○森林とのふれあいの場の充実
 - ・環境学習や野外活動などの活用の推進、活動拠点の整備
 - ・森林を活かした活動プログラムの提供
- ○市民・企業などの参加による樹林地の管理活動の促進

など



<環境学習>



<野外活動>



<ボランティアによる管理活動>

方針3 博多湾水際帯のみどりを守り、つなぐ

■博多湾を囲む連続した緑地と水際空間を形成し、市民の憩いの場、渡り鳥をはじめとする多様な生物の生息地となっている「博多湾水際帯」の保全に取り組む。

<主な施策>

- ○博多湾の環境保全
 - ・海岸林の保全
 - ・干潟等の保全
 - ・藻場の造成(アマモ場づくりなど)
- ○市民が海辺とふれあえる公園整備

基本方向2 山と海をみどりの道で結ぶ

みどりの骨格を結ぶ位置にある、河川や街路樹、農地などの様々なみどりの充実を図ることで、みどりの 道を創り、ネットワークを形成し、水とみどりの景観向上や生物多様性の保全・回復・創出に取り組む。

方針 | 水辺のみどりを充実させる

■水と緑の美しい景観を形成し、生物の生育・生息空間となる河川を保全するため、良好な水質の確保、適正な維持管理、みどりの創出を図るとともに、水に親しむ場の創出などの活用に取り組む。

<主な施策>

- ○河川の保全
 - ・水源となる樹林地の保全及び植生の維持
 - ・治水対策の推進
- ○河川敷の緑化
 - ・緑地の整備、親水護岸の整備
- ○水辺環境の魅力づくり

など

方針2 街中のみどりを充実させる

■都市景観の向上や生物の生育・生息空間の確保に向けて、樹林地や街路樹などのみどりのネットワークの充実に取り組み、みどりの連続性を確保する。

<主な施策>

- ○樹林地の保全・管理(再掲)
- ○街路樹の整備・管理
- ○公園の整備・管理
- ○公共施設の緑化推進
- ○民有地の緑化促進
- ○街中の花壇の整備・運営
- ○生物多様性の保全・回復・創出(再掲)

など



<特別緑地保全地区> 鴻巣山



<保存樹> 南区みやけ通り



<街路樹> 国体道路 ※写真は市管理区間

方針3 農地を守り、農と親しむ

■生物の生育・生息空間や水源かん養などの機能も果たし、みどりの風景の源である農地について、 保全や活用に取り組む。

<主な施策>

- ○持続できる強い農業の推進
 - ・多様な担い手の確保と育成
 - ・生産基盤(ため池や井堰、水路など)の整備
 - ・生産緑地地区の指定
- ○農とふれあう機会の創出
 - ・市民農園の活用、農福連携の推進

基本方向3 みどり豊かな拠点を創る

世界に誇れる都市の実現に向けて、様々な手法を用いて緑化を推進・促進するなど、多様性に満ちた、質の高い、福岡市らしいみどりを市民・企業とともにつくる。

方針 | 都心部などに象徴的なみどりをつくる

■都心部や大規模な公園などにおいて、みどりあふれる個性と風格のある景観をつくり、憩いや 賑わいのある魅力的なまちづくりを進める。

<主な施策>

- ○民有地の緑化促進(再掲)
- ○みどりあふれる憩いや賑わいの拠点創出
 - ・市民の憩いの場で、歴史・芸術文化・観光の発信拠点づくり
 - ・植物園における花による共創の場づくり
- ○公共施設の緑化推進(再掲)
- ○街中の花壇の整備・運営(再掲)

など

方針2 歩いて楽しめる街並みをみどりでつくる

■みどりを効果的に取り入れることで、市民や来訪者が潤いや安らぎを感じられ、歩いて楽しい 街並みの創出に取り組む。

<主な施策>

- ○街路樹の整備・管理(再掲)
- ○公園の整備・管理(再掲)
 - ・立ち寄りたくなる公園づくり
- ○水辺環境の魅力づくり(再掲)
- ○街中の花壇の整備・運営(再掲)

など

方針3 身近な場所に魅力的なみどりをつくる

■まちの特徴を踏まえ、公園の整備・管理に取り組むとともに、公共施設や民有地など、様々な場所 でみどりによる潤いや安らぎが感じられるまちづくりに取り組む。

<主な施策>

- ○公園の整備・管理(再掲)
 - ・公園の新規整備、拡張整備・再整備、管理の充実
 - ・歴史を学べる公園や風致を享受する公園など、特徴的な公園の整備
- ○公共施設の緑化推進(再掲)
- ○民有地の緑化促進(再掲)
 - ・緑化助成制度の拡充
- ○街中の花壇の整備・運営(再掲)



<公園の拡張整備> 桧原桜公園



<特色のある公園> かなたけの里公園



<民有地の緑化促進> 個人住宅の緑化

基本方向4 身近な暮らしの中のみどりを活かす

今後の社会情勢を踏まえ、多様な主体の参画のもと、公園の適正な管理や利用ルールの柔軟化を図るなど、誰もが自分らしく健康で豊かな生活を楽しめるみどりづくりを進める。

方針 みどりで誰もが愛着を持てるまちをつくる

■多様な主体の参画のもと、使いやすく利用してもらえるような公園等の整備を進めるとともに、管理 や運営体制の充実を図ることで、みんなに親しまれるみどりづくりに取り組む。

<主な施策>

- ○公園の整備・管理(再掲)
 - ・ワークショップや説明会の実施による多様な市民ニーズを踏まえた整備・管理
 - ・民間のノウハウを活用した公園の賑わい創出に資する施設の導入
 - ・誰もがお互いを理解し、安心して笑顔で自分らしく遊ぶことができる広場の整備・運営
 - ・市民や企業などによる公園の管理活動の促進
 - ・地域独自の利用ルールづくりと自律的な管理運営による使いやすい公園づくり
- ○街路樹の整備・管理(再掲)
 - ・市民や企業などによる管理活動の促進

など



<民間活力の導入> 明治公園



<子どもが遊べる広場の整備> 百道中央公園



<地域によるルールづくり> 百道浜中公園

方針2 みどりで生活に彩りや潤いをもたらす

■みどりを大切にし、資産を有効活用することで、身近な生活において、安らぎを感じられる、癒しの あるまちづくりを進める。

<主な施策>

- ○街中の花壇の整備・運営(再掲)
 - ・市民や企業などによる花づくり活動の促進
- ○みどりストックの有効活用
 - ・公園を活用した新たな収入の確保
 - ・間伐などで発生した木材をベンチなどに利用
 - ・公共工事に伴い発生する移植木を活用した公園の整備

など

方針3 みどりでまちに風格を与える

■福岡城跡・鴻臚館跡のある舞鶴公園や志賀島の金印公園、身近な場所に存在する社寺林や 保存樹、山林や海岸林の美しい自然景観など、歴史的背景や文化的価値のあるみどりを守り、 継承するとともに、みどりを通した文化的な生活を育み、風格あるまちを醸成する。

<主な施策>

- ○法律・条例等によるみどりの担保
 - ・保存樹の指定・保全
- ○公園の整備・管理(再掲)
 - ・史跡・遺跡の公園的整備
 - ・文化施設と公園の一体的整備

基本方向5 みどりで安全・安心なまちを支える

災害に強いまちづくりを進めるため、みどりの持つ防災機能を高め、グリーンインフラを推進するとともに、災害時の危機管理体制や地域防災力の強化、日常生活におけるみどりの安全確保を図る。

方針 | 災害を防止するみどりを充実する

■雨水流出抑制 (浸水被害の軽減) や防風、土砂流出防止、延焼防止、潮害防止など、様々な防災機能を高めるため、グリーンインフラとして、みどりの保全や整備、適正な管理に取り組む。

<主な施策>

- ○森林の保全・管理(再掲)
- ○樹林地の保全・管理(再掲)
- ○公園の管理・整備(再掲)
 - ・透水・保水機能を高める整備
- ○街路樹の整備・管理(再掲)
- ○河川の保全(再掲)
- ○農地の保全
- ○博多湾の環境保全(再掲)
 - ・海岸林の保全

など

方針2 災害時に機能するみどりをつくる

■災害時の避難場所や避難路となるみどりの確保や、災害後の救援・復興活動の拠点としての機能を 発揮する公園づくり、災害時の防災拠点となる公園の周知などに取り組む。

<主な施策>

- ○公園の整備・管理(再掲)
 - ・避難や救急・救護活動のためのオープンスペースの確保
- ○災害時の協力体制の強化
- ○地域防災力の向上
 - ・地域との連携による防災設備の設置(防災倉庫の設置支援など)
 - ・出前講座等による防災拠点の周知

など

方針3 誰もが安全に利用できるみどりを広げる

■利用者の安全確保や防犯機能の強化、地域の見守り体制構築などを図り、年齢や性の違い、国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての人が安全・安心に生活できるよう、地域の見守り体制構築に向けて利用促進に取り組む。

<主な施策>

- ○公園の整備・管理(再掲)
 - ・公園のバリアフリー化の推進
 - ・公園施設の計画的な補修や改修、更新等
- ○地域防犯力の向上
 - ・地域による清掃や花づくりなどの利用促進
 - ・防犯カメラの設置支援



<防災意識を高めるイベント> 舞鶴公園



< 公園のバリアフリー化> 出入口の幅員の確保・平坦化 - 83 -



<公園のバリアフリー化> 傾斜部へのスロープや手すりの設置

基本方向6 行政・市民・企業など多様な主体がみどりのまちづくりに携わる

花と緑あふれるまちづくりに向けて、市民・企業など多様な主体との共働の拡大を図るため、様々な啓発事業を実施するとともに、活動の場づくりや支援の充実を行い、みどりのまちづくり活動の輪を広げる。

方針 よどりに関心を持つきっかけを増やす

■みどりに関わりを持ち、みどりを知る機会を創出することで、みどりのまちづくり活動を始めたくなるきっかけづくりに取り組む。

<主な施策>

- ○みどりに関するイベントの充実や情報発信の強化
- ○市民・企業などとの共働による植樹運動
- ○環境学習の推進

など

方針2 みどりのまちづくり活動への参加を促進する

■多様な主体が活動に参加しやすい場づくりや、活動の促進、継続のための支援に取り組む。

<主な施策>

- ○多様な主体が活動できる場の創出
 - ・制度の周知や市民・企業などのニーズに対応した新たな仕組みづくり
- ○持続可能な管理体制の構築
 - ・活動に対する支援の充実、活動を担う新たな人材の確保

など

方針3 みどりのまちづくり活動の輪を広げる

■専門知識や技能を持ったみどりのまちづくりを牽引するリーダー的人材の育成や、みどりに関する 多様な主体との連携強化に取り組む。

<主な施策>

- ○みどりに携わる人材の能力向上
 - ・人材育成や活躍できる場の創出
- ○花や緑に限らない多様な分野の主体との連携

など



<地域との植樹運動> 街路樹の植樹



<地域・企業による花壇づくり> ボランティア花壇



<花づくりの人材育成> ガーデナー講座

<一人一花運動>

市民・企業・行政一人ひとりが、公園や歩道、会社、自宅など、ありとあらゆる場所での花づくりを通して、 人のつながりや心を豊かにし、まちの魅力や価値を高める、花によるまちづくりを目指す取組み



<都心の森 | 万本プロジェクト>

良好な都市景観の形成や都市環境の改善を図るため、市民や企業と共働し、都心部をはじめとして 全市域における植樹運動の展開を図り、緑豊かなまちづくりを推進する取組み



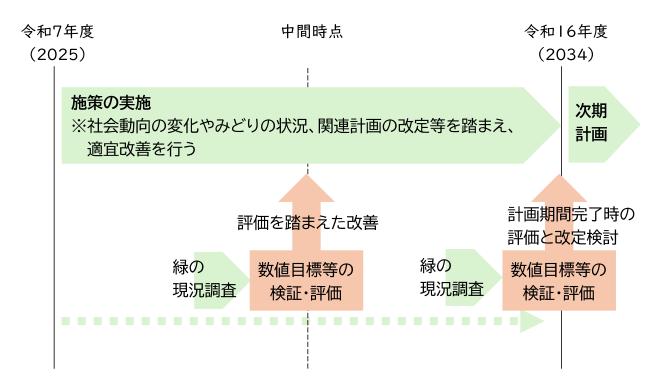
区別計画

区ごとの自然的・社会的な特徴を踏まえて、各々の区でみどりのまちづくりを実践していく。

第6章

計画の進行管理

PDCAサイクルの考え方のもと、計画の進行管理を行う。 また、5年に1度実施している緑の現況調査の結果を踏まえ、 計画期間の中間時点などに、総括目標・成果指標等に基づく検証・評価を実施する。



3 今後の進め方

R7.9月	福祉都市委員会報告(今回)
R7.9~I0月	パブリック・コメント
R7.10月末	第7回緑の基本計画検討委員会 ▼
R7年度以内	計画改定